

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十七条に規定する水産動植物の増殖について、平成二十六年一月一日次のとおり第五種共同漁業権に係る漁業権者別増殖目標数を定めたので公示します。

平成二十六年一月十日

奈良県内水面漁場管理委員会会長 山本 常次

免許番号	漁業権者	魚種名	増殖目標数 kg(尾)
奈内共第一号	吉野郡十津川村重里 十津川村漁業協同組合	あゆ	二、〇二五（ 四〇五、〇〇〇）
		あまご	五一三（ 一七二、〇〇〇）
		うなぎ	（ 七九二）
奈内共第二号	吉野郡十津川村重里 十津川村漁業協同組合	こい	一八〇（ 六、〇〇〇）
		ふな	七〇（ 二、三三三）
奈内共第三号	五條市今井一丁目 五條市漁業協同組合	あゆ	二〇〇（ 四〇、〇〇〇）
		あまご	一〇七（ 一九、〇〇〇）
奈内共第四号	五條市今井一丁目 五條市漁業協同組合	こい	五〇（ 一、六六七）
		ふな	八〇（ 二、六六七）
奈内共第六号	吉野郡天川村北角 天川村漁業協同組合	あゆ	一、三六〇（ 二七二、〇〇〇）

奈内共第 十三号	吉野郡上北山村河合 上北山村漁業協同組合 吉野郡下北山村寺垣内 下北山村漁業協同組合	あまご	八八八（ 八九、七〇〇）
奈内共第 十四号	吉野郡上北山村河合 上北山村漁業協同組合 吉野郡下北山村寺垣内 下北山村漁業協同組合	こ い ふ な	四五（ 一、五〇〇） 九〇（ 三、〇〇〇）
奈内共第 十五号	吉野郡上北山村河合 上北山村漁業協同組合 吉野郡下北山村寺垣内 下北山村漁業協同組合	にじます	二五〇（ ）
奈内共第 十六号	吉野郡上北山村河合 上北山村漁業協同組合	にじます	四〇（ ）
奈内共第 十七号	吉野郡野迫川村北股 野迫川村漁業協同組合	あまご	四三〇（ 四三、〇〇〇）
奈内共第 十八号	吉野郡野迫川村北股 野迫川村漁業協同組合	にじます	一二〇（ ）
奈内共第 十九号	吉野郡野迫川村北股 野迫川村漁業協同組合	あまご	四〇（ 四、〇〇〇）
奈内共第 二十号	五條市今井一丁目 五條市漁業協同組合	あ ゆ あまご	五五〇（ 一一〇、〇〇〇） 二二〇（ 二二、〇〇〇）

	三十五号	津風呂湖漁業協同組合	うなぎ	(五五二)
奈内共第三十六号	吉野郡吉野町平尾 津風呂湖漁業協同組合	こい	一、〇〇〇(三三、三三三)	
		ふな	三、一〇〇(一〇三、三三三)	
奈内共第三十七号	吉野郡東吉野村小 東吉野村漁業協同組合	あゆ	六五〇(一三〇、〇〇〇)	
		あまご	五六〇(五六、〇〇〇)	
		うなぎ	(七〇〇)	
奈内共第三十八号	吉野郡東吉野村小 東吉野村漁業協同組合	にじます	一八〇()	
奈内共第三十九号	山辺郡山添村大西 波多野漁業協同組合 奈良市月ヶ瀬月瀬 月ヶ瀬漁業協同組合 三重県伊賀市予野 五月川漁業協同組合	あゆ	二九〇(五八、〇〇〇)	
奈内共第四十号	山辺郡山添村大西 波多野漁業協同組合 奈良市月ヶ瀬月瀬 月ヶ瀬漁業協同組合 三重県伊賀市予野 五月川漁業協同組合	こい	一七〇(五、六六七)	
		ふな	三五〇(一一、六六七)	

奈内共第 四十七号		奈内共第 四十六号		奈内共第 四十五号		奈内共第 四十四号		奈内共第 四十三号			奈内共第 四十二号		奈内共第 四十一号		
宇陀市室生三本松 室生漁業協同組合 宇陀市榛原桧牧		宇陀市室生三本松 室生漁業協同組合		山辺郡山添村大西 豊里漁業協同組合		山辺郡山添村桐山 布目川漁業協同組合		山辺郡山添村桐山 布目川漁業協同組合			宇陀郡御杖村菅野 御杖村漁業協同組合		山辺郡山添村大西 波多野漁業協同組合		
ふ	こ	あまご	こ	あ	わかさぎ	ふ	うなぎ	にじます	こ	あまご	あ	わかさぎ	ふ	こ	
な	い	ご	い	ゆ	ぎ	な	ぎ	す	い	ご	ゆ	ぎ	な	い	
二四〇	一五〇	一〇〇	四〇	五〇	四〇、〇〇〇	二、一〇〇	(四八〇	六三〇	三五	九〇	一〇、〇〇〇	三〇	一〇	
(((((千粒	()	((((千粒	((
八、〇〇〇)	五、〇〇〇)	一〇、〇〇〇)	一、三三三)	一〇、〇〇〇)		七〇、〇〇〇)			二二、〇〇〇)	七、〇〇〇)	一八、〇〇〇)		一、〇〇〇)	三三三)	

会告示第一号により放流等が制限されています。